

## 令和4年度 新潟市人権教育・啓発推進委員会 次第

日 時:令和4年10月20日(木)  
午前10時から  
場 所:新潟市陸上競技場 2階  
会議室3

1. 開 会

2. 挨拶

3. 委員長及び副委員長選出等

4. 議 事

人権教育・啓発推進計画に基づく施策・事業の取り組みについて

5. 閉 会

### 【配布資料】

資料1	委員名簿・配席図
資料2	委員会開催要綱・傍聴に関する要領
冊子	新潟市人権教育・啓発推進計画（R2.3改訂）
冊子	新潟市人権施策の実施状況（R3実績・R4計画）



## 新潟市人権教育・啓発推進委員会 委員名簿

令和4年7月1日現在，区分毎に五十音順，敬称略

	区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
1	学識経験者	うるま 潤間 るみ	新潟市立中野小屋中学校 校長
2		たまたき 田巻 ていこ 帝子	新潟大学人文社会科学系（法学部） 教授
3		ほらだ 原田 ゆき 友紀	弁護士
4	関係団体の 職員	おおた 太田 しんいち 信一	部落解放同盟新潟県連合会 会計
5		さかい 坂井 まゆみ 真由美	新潟市秋葉区社会福祉協議会 事務局長
6		さかい 坂井 れいこ 玲子	人権擁護委員
7		まつお 松尾 かずひろ 和浩	新潟県人権・同和センター 事務局長
8		やまぎわ 山際 てるひさ 輝久	連合新潟地域協議会 副議長
9	市 民	たかはし 高橋 くまき 熊樹	公募委員

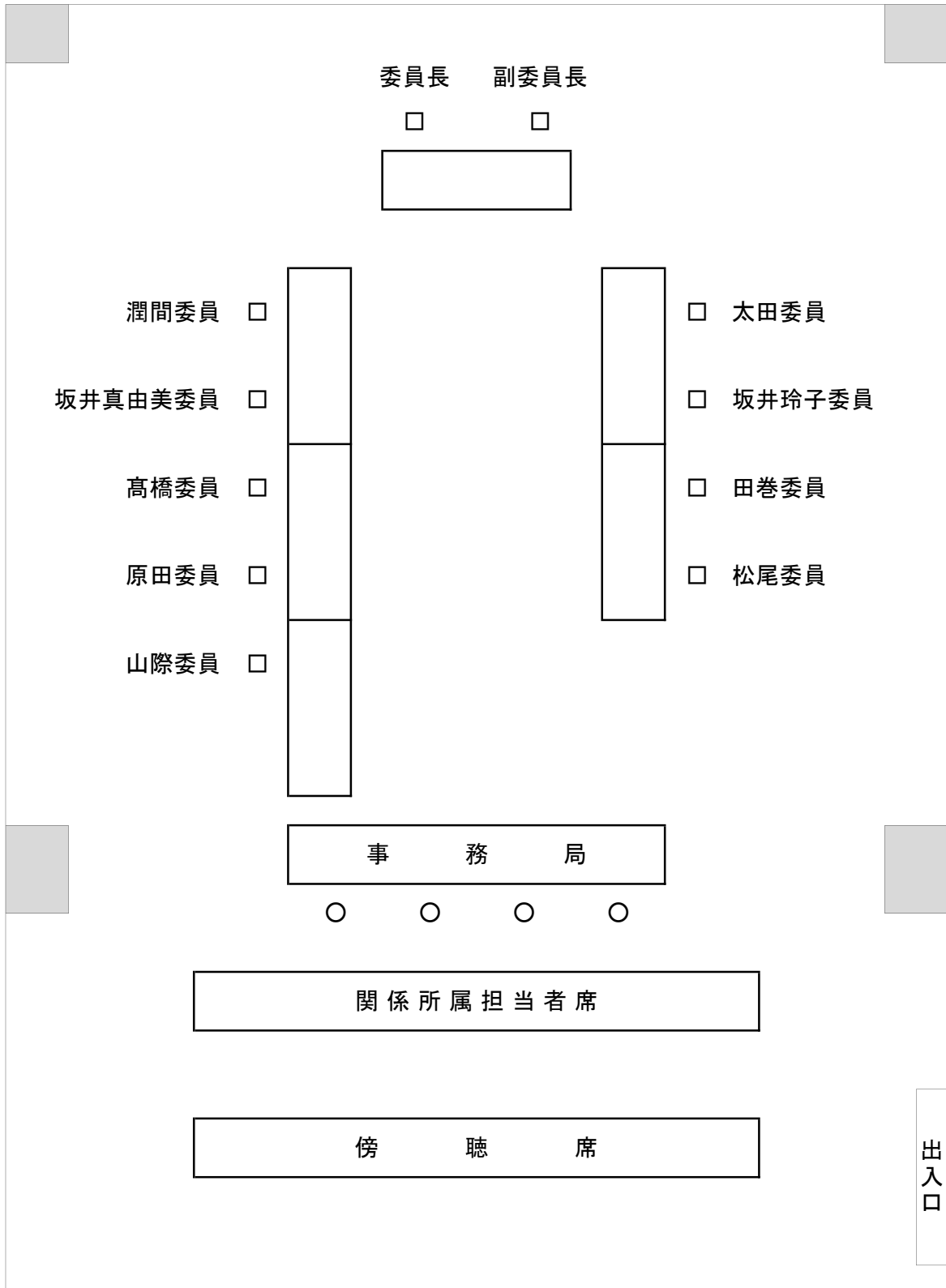
任期： 令和4年7月1日 ～ 令和6年6月30日

## 【事務局】

広聴相談課長	わたなべ 渡辺 まさよし 正義	TEL 025-226-1026
広聴相談課長補佐	まえだ 前田 ひでき 秀樹	FAX 025-223-8775
広聴相談課 市民相談室	ほんな 本名 ひろし 浩史	E-mail kocho@city.niigata.lg.jp
	おおたに 大谷 みやこ 美也子	

# 令和4年度 新潟市人権教育・啓発推進委員会 配席図

日時:令和4年10月20日(木) 午前10時~正午  
会場:新潟市陸上競技場 2階 会議室3



## 新潟市人権教育・啓発推進委員会開催要綱

**(目的)**

第1条 本市の人権教育及び啓発の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、新潟市人権教育・啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

**(所掌事務)**

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 新潟市人権教育・啓発推進計画の策定及び実施等に関する事項
- (2) 新潟市人権に関する市民意識調査の実施等に関する事項
- (3) その他本市の人権教育及び啓発の円滑な実施に関する事項

**(構成員)**

第3条 委員会は、委員9名以内で構成し、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

**(委員の任期)**

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

**(守秘義務)**

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

**(委員長及び副委員長)**

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第7条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

**(庶務)**

第8条 委員会の庶務は、市民生活部広聴相談課において処理する。

**(その他)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

**(旧要綱の廃止)**

- 2 「新潟市人権教育・啓発推進計画（仮称）」策定委員会設置要綱（平成18年4月1日施行）は廃止する。
- 3 「新潟市人権教育・啓発推進懇談会開催要綱」（平成23年5月18日施行）は廃止する。

# 新潟市人権教育・啓発推進委員会の傍聴に関する要領

## 1 趣 旨

この要領は、新潟市人権教育・啓発推進委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## 2 傍聴手続き

- ① 会議の傍聴を希望する者は、会議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券を受け取る。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

## 3 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帯びている者
- ④ その他会議を妨害、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

## 4 遵守事項

- ① 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと
- ③ 事務局の指示に従うこと
- ④ その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

## 5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、委員長等はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

## 7 施行年月日

この要領は平成25年5月30日より施行する。

別記様式

期 日 \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

傍 聴 券

新潟市人権教育・啓発推進委員会